高岡市 住宅・空き家等への支援制度一覧

(R6.4)

同川	可巾 仕宅・空さ家寺への	ル又抜削及一見	•	(110.1)
	支 援 事 業 名	補助額 (上限)	対象者 ・ 申請時期 ・ 補助条件など	加算 対象
たかおか暮らした	A 一戸建て住宅の新築	まちなか区域	【対象】まちなか区域:制限なし 居住誘導区域:UIJターン世帯 or 子育で世帯	☆
	B 建売住宅(要認定)	各 50万円	or 新婚世帯 【申請】 A ~ C : 工事着工前 D · E : 所有権移転前	☆
	C 分譲マンション(要認定)	居住誘導区域 各 20万円	【条件】 ・住宅ローンの5% (ただしD建物取得費の5%)	☆
	D 中古住宅		・一戸建て(A・B):延床面積≥75㎡ 緑化面積≥2% ・マンション(C・E):延床面積≥55㎡	☆
	E 中古マンション	☆加算有 	・中古(D・E):新耐震基準適合、 居住歴あり or 建築後10年経過	☆
	F 隣接土地の取得	まちなか30万 居住誘導10万	【対象】制限なし 【申請】 F: 所有権移転前	
支援	G 隣接土地上の	居住誘導区域	│ G~ J : 工事着工前 │ 【条件】	
事	空き家等の除却	20万円	・隣地(F):土地取得費、隣地面積≧30㎡	
業	H 耐震改修に伴う リフォーム	居住誘導区域	ただし、居住誘導区域ではGと重複申請・除却(G):Fと重複申請	☆
	Ⅰ 三世代同居のための リフォーム	各 20万円	・耐震(H):木造住宅耐震改修支援事業と重複申請・同居(I):二世帯住宅へのリフォーム	☆
	J エコリフォーム	☆加算有	・エコ (J) :断熱リフォーム ・H~J:各対象工事費 (≧30万円) の1/3 ・H~J:新耐震基準適合の一戸建て(耐震実施可)	☆
木造	住宅耐震改修支援事業	市内全域	【対象】制限なし 【申請】 工事契約前 【条件】昭和56年5月以前に建築、 対象工事費の4/5+設計監理費の2/3	
空き	家改修支援事業 (県外移住者の古民家改修)	居住誘導区域 100万円	【対象】県外移住者【申請】 工事着工前 (工事着工3か月以上前(県の審査あり))	
(宗外修住有の古氏家以修)		居住誘導区域	【条件】築30年以上古民家、対象工事費の2/3 【対象】空き家の所有者 【申請】 工事着工前	
ф.	中任代学中士拉士类	20万円	【条件】台所、浴室、トイレの改修等、対象費の1/3	
空き家賃貸活用支援事業 (賃貸活用のためのリフォーム)		市内全域 (市街化調整区域除く) 40万円	【対象】空き家の所有者 【申請】 工事着工前 【条件】台所、浴室、トイレの改修等、対象費の2/3 入居者が令和6年能登半島地震の被災者	
空き家バンク住宅取得支援事業		居住誘導区域 20万円 ☆加算有	【対象】U I J世帯 or 子育て世帯 or 新婚世帯 【申請 】所有権移転日3か月以内 【条件】高岡市のバンク登録物件、建物取得費の5%	☆
危険ブロック塀等除却支援事業		市内全域 10万円/15万円	【対象】危険なブロック塀等で、避難路に面しており、塀に対する基準を1つでも満たさないもの 【申請】工事着工前 【条件】対象工事費の2/3	
定住促進住宅団地支援事業		市内全域 50万円/70万円	【対象】制限なし 【申請】 居住届出日3か月以内 【条件】指定の住宅団地で土地や住宅付き土地の購入	

☆加算

☆ 若年UIJ・若年子育で世帯応援 29歳以下新婚世帯補助額の加算	いずれか 当てはまる 場合10万円	【要件】若年UIJ世帯or若年子育て世帯 or29歳以下(夫婦共)新婚世帯or子育て世帯の三世代同居 【条件】☆マークの支援制度に加算
☆多世帯同居への加算(NEW)	加算額 10万円	【対象】二世代の直系親族で同居する世帯 (子世代の配偶者又は子が同居する場合に限る) 【条件】☆マークの支援制度に加算

令和6年度(NEW)

		【対象】管理不全な状態の空家等が存する地域の自治会
まちぐるみ空き家対策危険防止	市内全域	【申請】 <mark>工事着工前</mark>
支援事業(※地域の自治会対象)	40万円	【条件】周囲への危険等を回避するための工事費用、
		対象工事費の9/10

令和6年度 支援制度拡充内容

゛□空き家賃貸活用支援事業

入居者が令和6年能登半島地震の被災者の場合に補助額の増加 20万円(上限) → 40万円(上限)

> $1/3 \rightarrow 2/3$ の場合に補助率UP

> > の場合に対象エリア拡大 **居住誘導区域** → **市内全域(市街化調整区域除く)**

- □加算項目の追加(たかおか暮らし支援事業(一部除く)、空き家バンク住宅取得支援事業)
- 多世帯同居される方に、従来の加算とは別に10万円の加算
- □木造住宅耐震改修支援事業

対象工事費に設計監理費の追加 これに伴い補助額を増加 **100万円(上限)** → **120万円(上限)**

□まちぐるみ空き家対策危険防止支援事業の**創設**(地域の自治会対象)

【用語説明】

UIJターン世帯 基準日(計画認定申請時)において市外に1年以上継続して居住し

移住する世帯**(移住して2年以内可)**

子育て世帯 基準日(計画認定申請時)において同居する小学校修了前の子ども

を扶養する世帯(胎児も対象)

基準日(計画認定申請時)において婚姻日から1年以内で、婚姻日 新婚世帯

の年齢が夫婦共に39歳以下の世帯

基準日(計画認定申請時)において三世代以上の直系親族の同居 三世代同居

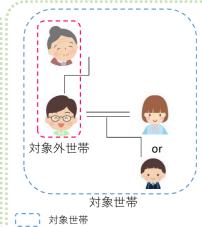
基準日(計画認定申請時)において世帯主の年齢が39歳以下の世帯 若年世帯

> ※ただし、B建売住宅(たかおか暮らし支援事業)、空き家バンク 住宅取得支援事業は補助金交付申請時

29歳以下新婚世帯 基準日(計画認定申請時)において婚姻日から1年以内で、婚姻日の

年齢が夫婦共に29歳以下の世帯

【多世帯同居(例)】



子の世帯が単身の場合、対象外世帯

※上記の例(対象世帯)は最小単位で記載。

【その他】

【その他の条件】

- □市町村税の滞納がないこと
- □その他の補助金と併用できない場合があります。
- □掲載されている条件の他に各種要件等がありますので、事前にご相談をお願いします。

【その他情報】

- □「たかおか暮らし支援事業」、「空き家バンク住宅取得支援事業」の対象者は住宅ローン「フラット35」の利子低減が 受けられます。
- □「空き家改修支援事業」は、補助申請前に富山県による審査があるため、着工時期までに十分な余裕を持ってご相談く ださい。また、年度の支援件数に限りがあり、状況によって数年先までお待ちいただく場合があります。

.....

【支援情報(建築政策課窓口)】 被災者支援メニュー

□建築物の解体

まちなか空き家除却支援事業 空き家除却支援事業

お問合せ先 Tel:0766-30-7291

□引越し

新婚新生活支援事業

お問合せ先 Tel:0766-30-7291

□建築物の解体

被災住宅等除却支援事業(罹災証明書で準半壊) 地震被害ブロック塀等撤去支援事業

お問合せ先 Tel:0766-30-7291 お問合せ先 Tel:0766-20-1429

□建築物の修理

住宅の応急修理(罹災証明書で準半壊以上)

被災木造住宅耐震改修支援事業(罹災証明書の交付を受けたもの) 被災住宅沈下傾斜対策支援事業(罹災証明書の交付を受けたもの)

お問合せ先 Tel:0766-20-1429

被災者引越支援事業(罹災証明書の交付を受け、同一地域内に引越業者又は運送業者を 利用し引越しを行ったもの) お問合せ先 Tel:0766-30-7291



※上記の支援事業については、各種要件等がありますのでお問合せ下さい。



(お問合せ先) 高岡市 建築政策課 ☎0766-30-7291

補助対象区域図

